

平成20年度精神保健相談

次のようなことでお悩みの時はご相談ください。精神神経科医師がお受けします。

- 引きこもり、登校拒否、家庭内暴力、非行、性のことで困っているとき
- 家庭・職場・学校での人間関係がうまくいかないとき
- 認知症、アルコール依存症、高次脳機能障害についての相談など

■開設日時

開設日	時 間	会 場
7月1日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所
8月5日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所
9月2日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所
10月7日	15:00～16:00	留萌保健福祉事務所
11月4日	14:30～16:30	羽幌町保健センター
12月2日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所
1月13日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所
2月3日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所
3月3日	15:00～17:00	留萌保健福祉事務所

■相談申込

事前予約制ですので、開催日前の週末までに電話でお申し込みください

◎相談申込・問い合わせ先

留萌保健福祉事務所 子ども・保健推進課
☎42-8327

60歳以降国民年金に任意加入されていた方へ 納めすぎた保険料をお返しします

平成17年3月以前に満額の老齢基礎年金を受給するために任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方は、その超えた月数の保険料をお返しいたします。

なお、必要な手続きとして、社会保険事務所に申請書を提出していただく必要があります。

◎問い合わせ先

留萌社会保険事務所 ☎43-7211

留萌市立病院から外来患者様へのお知らせ

初診で受診される場合、平成20年8月1日から、初診時選定療養費1,638円のご負担をお願い申し上げます。

◎ご負担いただく場合

1. 当院に初めて来院される方
2. 以前に受診したことはあるが、既に治療期間が終了(治癒)した後に再び来院される場合
3. 患者様が任意に診療を中止した後に改めて受診される場合

◎ご負担がない場合

- ・他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちいただいた方
- ・緊急な診療を必要とされる方(救急車による搬送等)
- ・今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に通院されている方
- ・下記に掲げる公費負担医療の受給対象者の方
 - 精神保健法 ■生活保護法 ■更生医療
 - 育成医療 ■特定疾患 ■小児慢性特定疾患
 - 原爆医療 ■乳幼児医療 ■重度心身障害者医療

◎初診時選定療養費に関するお問い合わせ

留萌市立病院医事課医事係 ☎49-1011(内線1026)

政管健保は「協会けんぽ」に変わります

政府管掌健康保険は、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、本年10月に新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。現在お持ちの被保険者証は本年10月以降も切替が終了するまで引き続き有効であり、保険給付の内容に変わりはありません。協会に関する詳しい情報については、北海道社会保険事務局のホームページ(<http://www.sia.go.jp/~hokkaido/>)をご覧ください。

◎お問合せ

北海道社会保険事務局
政管健保公法人化準備プロジェクト事務局
☎011-204-7001
E-mail kenho-hokkaido@nenkin.go.jp